

## 軍事郵便貯金・外地郵便貯金に関するお取扱い

### 1 軍事郵便貯金(野戦郵便局や海軍軍用郵便所で預けた郵便貯金)の通帳をお持ちの場合

お持ちの通帳と該当の貯金原簿を確認させていただき、貯金の存在が確認できた場合について払戻請求をしていただくこととなります。

#### 払戻請求に必要な書類

- ・ 軍事郵便貯金通帳
  - ・ ご本人さまであることの確認書類
  - ・ 亡くなられている方の調査の場合は、  
法定相続人であることの確認書類
  - ・ 印章
- 注： 代理人さまによる場合は、前記の書類とともに、  
代理人さまの証明書類と預金者ご本人さま又は  
法定相続人さまからの委任状が必要となります。



出典：郵便貯金の100年

### 2 軍事郵便貯金の通帳を失くしたり、預金者の方が亡くなられているため、通帳の記号番号が判らない場合

預金者の氏名と所属部隊名等から貯金の存在を調査することができます。

軍事郵便貯金の調査については、貯金等照会書に必要事項をご記入の上、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご提出ください。

調査の結果、貯金原簿により貯金の存在が確認できた場合について払戻請求をしていただくこととなります。

#### 調査に必要な書類

- ・ ご本人さまであることの確認書類
  - ・ 亡くなられている方の調査の場合は、法定相続人であることの確認書類
  - ・ 印章
  - ・ 調査にあたり参考となる名義人の所属部隊や戦地等が記載された書類  
(調査にあたっては、軍事郵便貯金のご利用内容により、前記の他にも必要な書類のご提出をお願いする  
場合がございます。)
- 注： 代理人さまによる場合は、前記の書類とともに、代理人さまの証明書類と預金者ご本人さま又は

法定相続人さまからの委任状が必要となります。

- 詳しくはお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご相談ください。

**外地郵便貯金（終戦前の旧外地等で預けた郵便貯金）については、貯金をお預けいただいた地域により取扱いが異なりますので、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご相談ください。**